

同朋大学学位規程

(目的)

第1条 本規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、博士、修士及び学士とする。

(博士の学位授与の要件)

第3条 博士の学位は、その専攻分野について研究者として独創的研究活動を行うに必要かつ高度な研究能力とその基礎となる幅広い豊かな学識を有する者に授与するものであり、本学大学院学則18条第1項の定めるところにより、本学大学院博士後期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本学大学院学則第18条第3項により、前項に規定するもののほか、本学に博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し本学大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力を有することが、試問によって確認された者にも授与することができる。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、広い視野に立って学識をそなえ、かつ、その専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものであり、本学大学院学則の定めるところにより、所定の単位を修得し、本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与の要件)

第5条 学士の学位は、高い教養と専門的能力を有する者に授与するものであり、本学学則の定めるところにより、本学学部の卒業要件を満たした者に授与する。

(専攻分野の名称)

第6条 本学が授与する学位には、次の通り専攻分野の名称を付記する。

博士（文学）、修士（文学）、修士（人間福祉）、修士（心理学）
学士（文学）、学士（社会福祉学）

(学位の名称の使用)

第7条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(博士の学位授与の申請)

第8条 博士の学位授与を申請する者は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 第3条第1項の規定による者にあつては、別表7（イ）に定める学位授与申請書に博士論文3部、その副本3部、別表8に定める論文目録3部のほか博士論文の要旨及び別表9に定める学位論文審査料を添えて学長に提出するものとする。ただし、学位論文審査のために必要があるときは、参考論文又は資料等を提出させることがある。

(2) 第3条第2項の規定による者にあつては、別表7（ロ）に定める学位授与申請書に博士論文3部、その副本3部、別表8に定める論文目録3部のほか博士論文の要旨、履歴書、業績書各3部及び別表9に定める学位論文審査料を添えて学長に提出するものとする。

(修士の学位授与の申請)

第9条 修士の学位授与を申請する者は、別表7(ハ)に定める学位授与申請書に修士の学位論文(以下「修士論文」という。)正本1部に副本2部を添えて学長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文、参考資料等を添付することができる。

(博士論文及び修士論文の受理)

第10条 博士論文及び修士論文の受理は、研究科委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、学長が決定する。

2 一旦受理した博士論文、修士論文及び学位論文審査資料等は、いかなる事由があっても返還しない。

(博士論文、修士論文の審査の委嘱)

第11条 学長は、博士論文又は修士論文を受理したとき、委員会にその審査を付託するものとする。

(学位論文審査委員)

第12条 委員会は学位論文審査員(以下「審査委員」という。)を選出して論文の審査及び最終審査に関する事項を委嘱するものとする。

2 審査委員の構成は次のとおりとする。

(1) 第8条第1号の博士論文の審査については、指導教員を主査とし、委員会の指名する大学院授業担当教員2名を副査とする。

(2) 第8条第2号の博士論文の審査については、委員会の指名する当該専攻の教授を主査とし、大学院授業担当教員2名以上を副査とする。

(3) 委員会が必要と認めたときは、前2号の規定にかかわらず、副査に本学の名誉教授、博士學位取得者及びそれらに相当する学識経験者を加えることができる。

(4) 第9条の修士論文の審査については、指導教員を主査とし、委員会の指名する大学院授業担当教員2名を副査とする。

(5) 委員会が必要と認めたときは、前号の規定にかかわらず、副査に本学の名誉教授、本学教員及びそれらに相当する学識経験者を加えることができる。

(6) 特に委員会が必要と認めたときは、第1号、第2号及び第4号の規定にかかわらず、審査員に他大学の大学院又は研究機関等の教員、研究員等を加えることができる。

(博士論文、修士論文の審査及び試験)

第13条 第8条第1号の博士論文及び第9条の修士論文の審査及び最終試験は、当該論文を受理した年度内に終了するものとする。

2 第8条第2号の博士論文の審査及び試験は、当該論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。

3 審査委員は博士論文又は修士論文を中心とし、口述又は筆記により、最終試験を行うものとする。

(学力の確認)

第14条 第3条第2項の規定による学力の確認は、口述又は筆記による試問を行うものとし、外国語については1ヶ国語を課すのを原則とする。

2 本学大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したものが、第3条第2項の規定により学位授与を申請する場合は、その退学の日から起算して3

年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第15条 審査委員は審査終了後ただちにその結果を委員会に報告しなければならない。

(課程修了及び論文審査の議決)

第16条 委員会は審査委員の報告に基づき、第3条第1項及び第4条によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより、それぞれの課程の修了の可否、第3条第2項によるものについては、その博士論文及び試験又は学力の確認の結果につき、その可否を審議する。

2 前項の審議は、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、合格については出席者の4分の3以上の賛成をもって決定する。

(学長へ提出及び報告)

第17条 委員会が学位を授与すべきものと議決したとき、研究科長は、論文に審査要旨及び最終試験又は試験の成績を添え、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。なお、第3条第2項の規定により学位の申請をするものについては、試験の成績も添えなければならない。ただし、修士にあっては、合格判定報告書をもって、これにかえることができる。

(1) 授与しようとする学位の種類

(2) 授与しようとする年月日

2 学位を授与できないものと決定した者については、その旨学長に報告する。

(学位の授与)

第18条 学長は、前条の報告に基づき博士及び修士の学位を授与すべきものと決定した者、及び連合教授会の議を経て学士の学位を授与すべきものと決定した者について、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

2 学位記の様式は別表1から別表6までのとおりとする。

(博士論文要旨の公表)

第19条 本学は博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される以前に、すでに公表したものについてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項による公表は本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(博士の学位授与の報告)

第21条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、別表10の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位授与の取消)

第22条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一つに該当すると認められるときは、博士及

び修士の学位については委員会の議を経て、学士の学位については連合教授会の議を経て、当該学位を取消することができる。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。

2 前項の議決は、構成員総数の3分の2以上の出席を必要とし、その4分の3以上の同意を必要とする。

3 学長は前項の規定に基づき、当該学位を取消したときは、その旨を公表するとともに、既に交付した学位記を返還させるものとする。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成25年11月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した者は、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表 1 (第 18 条関係) (第 3 条第 1 項による場合)

割印 第 同 年 月 日 号 朋 大 学	本学大学院人間学研究科 仏教人間学専攻 分野の博士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので博士(文学)の学位を授与する。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">大学 之印</td> </tr> </table> (本籍) (氏 名) (生年月日)	大学 之印	学 位 記
大学 之印				

別表 2 (第 18 条関係) (第 3 条第 2 項による場合)

割印 第 同 年 月 日 号 朋 大 学	本大学に学位論文を提出し所定の審査及び 試験に合格したので博士(文学)の学位を授 与する。	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">大学 之印</td> </tr> </table> (本籍) (氏 名) (生年月日)	大学 之印	学 位 記
大学 之印				

別表3 (第18条関係) (第4条による場合 ①)

割印 第 号 同朋大 学 年 月 日	本学大学院人間学研究科 仏教人間学専攻 仏教文化分野の博士前期課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士(文学)の学位を授与する。	大学 之印 (氏名) (生年月日)	学 位 記
-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	-------------

別表4 (第18条関係) (第4条による場合 ②)

割印 第 号 同朋大 学 年 月 日	本学大学院人間学研究科 仏教人間学専攻 人間福祉分野の修士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので修士(人間福祉)の学位を授与する。	大学 之印 (氏名) (生年月日)	学 位 記
-----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	-------------

別表5 (第18条関係) (第4条による場合 ③)

割印 第 号 同 年 朋 月 大 日 学	したので修士(心理学)の学位を授与する。 を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので修士(心理学)の学位を授与する。 臨床心理分野の修士課程において所定の単位 臨床心理分野の修士課程において所定の単位 本学大学院人間学専攻 仏教人間学専攻	大学 之印 (氏 名) (生年月日)	学 位 記
-------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	-------------

別表6 (第18条関係) (第5条による場合)

割印 第 号	卒業証書・学位記
大学 之印	(氏 名) (生年月日)
本学(学部名) 学部(学科名) 学科所定の 課程を修めて本学を卒業したことを認め、 学士((専攻分野の名称))の学位を授与する	
年 月 日 同朋大学学長	(学 長 名)
	大学 之印

別表7 (イ) (第8条関係) (第8条第1号によるもの)

学 位 授 与 申 請 書		平成 年 月 日
同朋大学長	様	
	人間学研究科仏教人間学専攻	分野
	氏 名	Ⓔ
同朋大学大学院学位規程により博士（文学）の学位の授与を受けたく博士論文3部、その副本3部に下記書類及び学位論文審査料を添えて申請いたします。		
記		
論文目録・・・		3部
博士論文の要旨・・・		3部

別表7 (ロ) (第8条関係) (第8条第2号によるもの)

学 位 授 与 申 請 書		平成 年 月 日
同朋大学長	様	
	人間学研究科仏教人間学専攻	分野
	氏 名	Ⓔ
同朋大学大学院学位規程により博士（文学）の学位の授与を受けたく博士論文3部、その副本3部に下記書類及び学位論文審査料を添えて申請いたします。		
記		
論文目録・・・		3部
博士論文の要旨・・・		3部
履 歴 書・・・		3部
業 績 書・・・		3部

別表7 (ハ) -① (第9条関係) (第9条によるもの)

学 位 授 与 申 請 書		平成 年 月 日
同朋大学長	様	
	人間学研究科仏教人間学専攻	分野
	氏 名	Ⓔ
同朋大学大学院学位規程により修士（文学）の学位の授与を受けたく修士論文1部、その副本2部を添えて申請いたします。		
論文目録		
・ 主論文題名		
・ 副論文題名		
・ 参考論文題名		

別表7 (ハ) -② (第9条関係) (第9条によるもの)

学 位 授 与 申 請 書		平成 年 月 日
同朋大学長	様	
	人間学研究科仏教人間学専攻	分野
	氏 名	氏 名 ⑩
同朋大学大学院学位規程により修士(人間福祉)の学位の授与を受けたく修士論文1部、その副本2部を添えて申請いたします。		
論 文 目 録		
・主論文題名		
・副論文題名		
・参考論文題名		

別表7 (ハ) -③ (第9条関係) (第9条によるもの)

学 位 授 与 申 請 書		平成 年 月 日
同朋大学長	様	
	人間学研究科仏教人間学専攻	分野
	氏 名	氏 名 ⑩
同朋大学大学院学位規程により修士(心理学)の学位の授与を受けたく修士論文1部、その副本2部を添えて申請いたします。		
論 文 目 録		
・主論文題名		
・副論文題名		
・参考論文題名		

別表8（第8条関係）（第8条第1号及び第2号によるもの）

論 文 目 録		氏 名	
主 論 文 題 名 ()			冊数
副 論 文 題 名 ()			冊数
参考論文 題 名 ()			冊数
題 名 ()			冊数

（註） 既に印刷公表したものについては、その方法及び年月日、未公表のものについては、公表の方法及び時期を（ ）内に記入すること。

別表9（第8条関係）（学位論文審査料）

学 位 授 与 申 請 者 の 内 訳		審 査 料
甲	第3条第1項による者	20,000 円
乙	第3条第2項による者	200,000 円

別表 10 (第21条関係) (用紙の大きさは日本工業規格 B 4)

学位 (博士) 授与報告書 同朋大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科 (専攻名)	修了(中退)年月日				
甲 第 乙	博士 (文学)				道 都 府 県							
甲 第 乙	博士 (文学)				道 都 府 県							
甲 第 乙	博士 (文学)				道 都 府 県							
甲 第 乙	博士 (文学)				道 都 府 県							

備考

- 1 報告番号は、学位規則 (昭和 28 年文部省令第 9 号) により授与された博士の一連番号とし、第 3 条第 1 項によるものについては「甲第 号」、同条第 2 項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を () を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第 21 条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

